

3月定例会

第1回 境港市議会（定例会）会議録（第3号）

議事日程

平成17年3月11日（金曜日）午後1時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（18名）

1番	下西淳史君	2番	水沢健一君
3番	平松謙治君	5番	永田辰巳君
6番	定岡敏行君	7番	松下克君
8番	長谷正信君	9番	荒井秀行君
10番	渡辺明彦君	11番	石長靖哉君
12番	竹内祐治君	13番	南條可代子君
14番	植田武人君	15番	黒目友則君
16番	岩間悦子君	17番	米村一三君
18番	岡空研二君	19番	森岡俊夫君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	中村勝治君	助役	竹本智海君
教育長	根平雄一郎君	総務部長	安倍和海君
市民生活部長	早川健一君	産業環境部長	武良幹夫君
建設部長	松本健治君	総務部次長	松本光彦君
総務部次長	宮辺博君	産業環境部次長	足立一男君
秘書課長	佐々木史郎君	総務課長	清水寿夫君
財政課長	下坂鉄雄君	地域振興課長	荒井祐二君
子育て支援課長	寺澤敬人君	高齢者対策課長	角俊一郎君
環境防災課長	渡辺恵吾君	通商課長	伊達憲太郎君

管理課長 洋谷英之君
教育総務課主査 坂井敏明君

都市整備課長 宮本衡己君
生涯学習課長 門脇重仁君

事務局出席職員職氏名

局長 景山 憲君
調査庶務係長 武良 収君
主査 戸塚 扶美子君
議事係主幹 片寄 幸江君

開 議 (13時30分)

議長(下西淳史君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(下西淳史君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、長谷正信議員、黒目友則議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(下西淳史君) 日程第2、一般質問を行います。

各個質問を行います。

植田武人議員。

14番(植田武人君) 3月定例市議会の開催に当たり、私見を交えながら質問をさせていただきます。誠意ある御答弁を期待するものであります。

初めに、平成17年度予算案についてであります。

改革と協働を柱とした中村市政の初めての予算編成は、長引く景気低迷による市税の落ち込み、加えて社会情勢の大きな変化、あるいは構造の変化等々、本市を取り巻く環境は決して芳しいものではありません。その中で、福祉、教育、市民参画に重点を置いた予算配分は評価できるものであります。

しかしながら、今後の境港市を展望してみたときに、方向性が見えてこないように思われます。何を重点にして、これからの境港市を構築していかれるのかを市民に訴えておられないように思われます。予算編成の際にも、歳入の基本となる市税収入の減収は必至であり、したがって財源の確保が困難な状況にあると述べられております。税収の確保が困難ということで、端的に給与カットや市職員の削減ということによいものかどうか。権限の移譲で仕事量は増し、専門的になって細分化されつつある今日を考えますと、単純に職員数の削減で市民のために満足いくサービスが可能となり得るのか疑問視せざるを得ません。税収をふやす手だてはないものかどうか。企業誘致もその一つの手だてと思われます。景気の状態が回復したとはいえ、そう簡単に事は運ばないとは承知していますが、市民の負担とならず、本市の景気をよくするのは製造業の頑張りであります。企業の誘致も商業

的なことだけでなく、製造業的なものも考えるべきと思われます。以上の観点から、1つ、将来の境港市をどのように構築なさるのか。2つ、市職員数の削減及び給与カットについてどのようなお考えなのか。職員数の適正化及び給与の適正化のお考えをあわせお伺いたします。3つ、企業誘致についての御所見をお伺いたします。

次に、市民との協働のまちづくりについてであります。さきの質問と重複するようで申しわけありませんが、平成17年度予算案に協働のまちづくり推進事業、まちづくり市民委員会運営事業、市民活動促進支援事業、まちづくり市民意識調査事業、仮称市民活動センター整備事業等々が計上されていますが、市長はどのようなまちづくりを描いておられるのか。市民に対して何を期待しておられるのか。協働という言葉とまちづくりという言葉だけが先行しているように思えてなりません。もちろんこれからの行政は各分野で市民の皆様の協力がなければ何もできないということは承知していますが、市の全体像が見えてこそ初めて協働のまちづくりの施策が生きてくると思うのであります。

市長は、風格のあるまちとお述べになっていますが、余りにも抽象的で市民にはわかりにくいと思われます。変わりゆく社会構造、低迷を続ける経済情勢、あるいは国際情勢、教育環境等々を踏まえての将来にわたっての展望が浮かんでまいりません。市長はいかなるまちを描いての、市民にできることは市民にと推し進められるのか。市長の描かれるところの「まち」境港市を御披露していただきたいのであります。

次に、介護保険についてであります。介護保険が平成17年10月より一部改正になり、18年4月より大幅な改正が行われるようであります。介護保険の基本理念である高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本としながらも、制度の持続可能性を高めていく必要があると思われまます。

そこで、3点についてお伺いします。1つ、施設給付の見直しについて、本年10月より実施されると聞き及んでいますが、居住費、食費、低所得者等に対する措置はどのようなになるのか。2つ、負担のあり方、制度運営の見直しについて、低所得者に配慮した保険料設定を可能にすることを踏まえて、1号保険料についてどのような見直しを考えておられるのか。また、要介護認定の見直しについて今後どのようにお考えなのか、あわせお伺いたします。3つ、新たなサービス体系を求められていると思われまますが、具体的にはどのようなことをお考えになっておられるのかお伺いたします。

介護ニーズの増加と介護する人の心身及び経済的な重い負担にならないような取り組み、対応を願うものであります。

次に、福祉の充実についてであります。

1点目は少子化対策についてであります。平成17年度から乳幼児医療費の助成を、通院の場合の対象年齢を現在の4歳未満から5歳未満に拡大されたことは大変喜ばしいことでもあります。子育ての経済的側面からの支援、最も発病しやすい乳幼児の年齢の医療費の負担の軽減は、子育て家庭の大きな助けとなっています。今後ともさらなる拡大を切望するものであります。

さて、保育に関する施策についてお伺いいたします。市長は、施政方針の中で、保育に関する施策については、本市の就学前教育のあり方も含め総合的な視点から展望が必要と考えており、平成17年度のできるだけ早い時期にこれらの課題を整理し、基本的な考え方を構築してまいりたいというお考えをお述べになっておられますが、これでは市民は何のことなのか、非常にわかりにくいのであります。具体的にはどのようなことなのか、いま一度御説明をお願いいたします。竹内団地にサービス業が次々と進出してまいりました。本市にとって大変によいことであると喜んではおりますが、サービス産業は土曜日、日曜日は稼ぎどきとっております。当然そこで働く人たちは休むことができないのであります。しかし、保育所の休日保育は実施していないのではすっきりこないなのであります。また、保育所の民営化も遅々として一向に進まないなのであります。おくれればそれだけ経費がかさみます。本市の経費削減の道の逆を行っているように思われます。何が障害となっているのか、お伺いします。休日保育、時間外、一時保育等々、保育のノウハウを心得ておられる法人もあるように聞いております。子供さんを安心して預けられる保育、必要なときにいつでも預けられる保育が必要であります。保育の充実と経費の節減が兼ね備えられることが大切であります。保育の民営化と保育サービスの充実についての市長の御所見をお伺いいたします。

2点目は障害者福祉の充実についてであります。市長の施政方針の中で述べられておられる障害者福祉の充実に、身体障害者、知的障害者の方々のことは触れておられますが、精神障害者の方々のことには何もお述べになっておられません。いずれの障害も特別の存在でなく、一人一人の人格が尊重され、障害を持つ人も持たない人もともに暮らすことのできるまち、すなわちノーマライゼーションの実現に向けた社会環境を整えなければならないと思うのであります。すなわち精神障害者も法によって既に身体障害者、知的障害者と同じく障害者の一員であります。当然、市は障害を有している人々を差別、排除するのではなく、同じ市民で暮らしている地域住民の一員として住みなれた地域社会で生活を営むことのできるように市はしなければならないのであります。このことは、平成11年の精神保健福祉の改正によって、平成14年度から市町村で精神福祉業務が始まることになったことは御承知のとおりであります。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条、都道府県及び市町村は精神障害者について正しい知識の普及のために広報活動を通じて精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならないとあります。また、49条には、施設及び事業の利用等が定められております。

本市においてはどのような取り組みをなさっているのか。市は、精神障害者の地域自立支援の第一線の行政機関としての役割を担っています。このことから本市の精神障害者に対する取り組みはおくれているとしか思えないのであります。いかがでしょうか。担当職員の方は懸命に働いておられるのですが、担当職員が少ないのではないのでしょうか。また、本市の病院にも精神科がありません。市民病院的役割を果たしている済生会境港総

合病院に精神科の設置を要望してはと思うのでありますが、市長の御所見をお伺いいたします。

精神障害の特性や利用のニーズの利便性などから、一元的に提供できる総合的なサービスシステムの確立が必要なことは明らかであると思われま。精神障害者の取り組みをお伺いいたします。

3点目は、発達障害支援体制整備についてであります。本市では、陽なたで発達障害児の対応を実施しています。その先生たちのお仕事はそれは大変であります。一人一人に合わせて細かく気配りをし、忍耐強く一人一人の成長を願いながら懸命であります。頭の下がる思いであります。しかし、そこから学校へ入学されると、なかなか情報が入らず、社会人となって再び福祉の方に生活状態が受け入れられます。この間の生活状態がわからないゆえに、適切な指導、アドバイスができないようであります。発達障害支援体制整備事業は乳幼児から就学前、学齢期、就学の段階まで特別な支援を要する子供に対して、発達段階に応じて個別、具体的に系統立った切れ目のない一貫した支援を行うものであります。この一貫性がとても重要なことと思われま。この事業を本市でぜひ受け入れ、発達障害のある子らに光を当てるべきであります。そして、こういうところにこそ人員増加をするべきと思いま。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、学校教育の充実についてであります。

1点目は、のびのび浜っこ育成事業についてお伺いしま。まちづくりは人づくりからがすべての出発点のよう。何事もまずは人づくりのようであります。これは何も教育の場だけではなく、市職員においても同じであります。どれだけ人づくりができたのかお尋ねしたい気持ちです。

非行あるいはそれにかかわりを持つ児童生徒がふえる傾向にあるよう。目に見えないところでいろいろな誘引があり、子供たち自身も悩みが深いことと思われま。子供たちが将来に向かって伸び伸びと明るくたくましく成長する姿は、大人たちの希望でもあり光でもあります。市長は、いち早くのびのび浜っこ育成事業を立ち上げられたことは大変意義深いことであり、市長の人づくりに対する熱意が伝わってまいりま。児童生徒の単なる学力向上のためなのか、この事業の具体的な取り組みをお伺いいたします。

2点目は、開かれた学校と学校の危機管理についてお伺いいたします。2001年、大阪池田小学校で起きた惨劇をきっかけに、学校や通学路の安全対策が実施され、本市でも防犯ブザーを児童に配布されています。しかし、奈良市で小学校1年生女子児童誘拐殺人事件が発生し、さらに、寝屋川市の市立中央小学校に17歳の少年が侵入し、教職員の1人を殺害、2人に重症を負わせる事件が発生し、心胆を寒からしめました。信頼される学校づくりに、また、開かれた学校づくりに種々取り組みをしている本市にとっては、学校の児童の安全確保に大きな問題を投げかけました。このような事件は決して他事ではありません。本市の開かれた学校づくりと学校の危機管理をどう連動させるのか、市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、観光の振興についてであります。本市の観光の目玉は水木しげるロードであり、水木しげる記念館であります。JR境線に米子―境港間に快速列車が運行され、従来の所要時間の半分で走行し、それがレインボーと連絡し、隠岐へと観光客を運ぶのであります。市長は、中海圏域での連携を強化して、中海圏の広域観光ルートを推進し、今まで以上に官民一体となって観光客誘致に取り組む決意を述べられておられます。歴史と文化がある観光地ならともかく、そうでないところの観光客誘致はどこも苦労しておられるようであります。日本一カニと鬼太郎との売り出しの成果はいかがでしょうか。市長の観光政策の方向性をいかようにお考えなのか問うものであります。

また、ホテル等の宿泊施設が不可欠と考えるようではありますが、市民の納得いくホテル誘致にしたいものです。なぜなら、市民の財産を使用することですので、イベント使用の空き地として残しておくのか、ホテルを誘致するか、慎重に事を運ばなければなりません。しかし、余り慎重になり過ぎて、時期を逸しないように的確な判断を期待します。市長の土地利用についてのお考えとホテル誘致についての御所見をお伺いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 植田議員の御質問にお答えをいたします。

平成17年度予算案について何点かお尋ねでございます。

まず初めに、将来の境港市をどのように構築するかということでございます。植田議員には、厳しい環境の中、福祉、教育、市民参画に重点を置いた予算案に対し、評価をいただく反面、何を重点にこれからの境港市を構築するのか市民に訴えていないと御指摘をいただきました。

私は、市長に就任する際、市民とともに築く風格のあるまちとしまして、市民参画の市政の推進、自立可能な財政基盤の確立、産業の活性化と雇用の創出、教育と福祉の充実など7つの項目を掲げ、市政運営の理念とその方向性をお示しいたしたつもりでございます。これは施政方針でも申し上げましたが、市民と行政がそれぞれの役割を自覚しつつ、自分たちのまちは自分たちでという気概を持って、境港の特性を生かした産業が振興し、すべての人が安心して快適に暮らせるまちをともに築いていくことであると考えております。予算編成に当たりましては、現在の状況を勘案し、自立可能な財政基盤の確立を最優先させていただいておりますが、市民参画の推進、教育、福祉の充実などにおいて、できる限りの範囲で新たな取り組みやシステムづくりができるよう努力いたしたつもりでございます。御理解をいただきたいと存じます。

次に、職員数の削減及び給与カットについてどのように考えるか。また、職員数の適正化及び給与の適正化をどう考えるかというお尋ねでございます。

職員数の削減は部門別に事務の効率化を図りつつ、今後の業務量の見通しを勘案しながら、退職者数に対する新規採用者数の抑制を基本に取り組んでおりますが、職員数の削減

が行政サービス低下につながることをないよう非常勤嘱託職員等の効率的な配置や事務事業の民間委託等を進めてまいりたいと考えております。給与カットにつきましては、職員組合との合意に基づき、平成15年度から17年度までの3年間実施をすることとなっておりますが、引き続き行財政改革を推進していく上で、必要であれば職員組合と協議を行い、慎重に判断する考えであります。

職員給与につきましては、国及び他の地方公共団体、また財政状況の事情を考慮しながら、今後も給与水準の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、税収をふやす手だてとして企業誘致も一つの方法だと思う。企業の誘致も商業的なものだけでなく、製造業的なものも考えるべきだという御意見でございます。税収の増額を図り、本市財政基盤の強化を図るには、企業誘致による市内経済の活性化、雇用創出は大変有効な手段であると考えております。企業誘致に際しましては、商業や製造業だけでなく、港湾機能や中海圏域の産業集積など、境港の特性を生かせる循環型産業の企業誘致にも積極的に取り組みたいと存じます。なお、最近の企業の立地動向を見ておりますと、進出時の初期投資を抑えるために、既存工場を活用して操業するケースもふえてきております。本市といたしましても、鳥取県企業局などと連携して、空き工場の情報収集も図り、企業に紹介するなどして誘致に取り組んでいるところでございます。

次に、協働のまちづくりについて、市長の抱いているまちづくりを示されたいということとあります。

私は、まちづくりの原点は、自分たちの住むまちは自分たちで考えてつくり上げていく、これは本当の意味でのまちづくりの原点ではないかと考えております。これまでの公共サービスの提供を行政がすべて行ってきた時代が長く続きました。そういう中で、社会に一定の安心感や安定をもたらしたのは間違いないと思いますが、その一方で、行政の中では、むだや非効率を蓄積してきてしまったと思います。分権時代を迎えるに当たり、こうした行政と市民の関係を根本的に転換をさせて、行政はもとよりNPOを初め、自治会あるいはボランティア団体、そして事業者など、まちを構成するすべての方が役割を担いながら、協働して、ともに考えながらまちづくりを進めていかなければ、本当の意味での自立したまちの実現はないのではないかと、このように考えているところでございます。

次に、介護保険についてでございます。

10月から実施される居住費、食費等の施設給付の見直しについてお尋ねでございます。介護保険制度につきましては、現在、国会に改正案が提出されているところですが、この改正案の中に、本年10月からの施設入所者の負担の見直しが盛り込まれております。相部屋の場合で、利用者の負担額は保険料の新第1段階と新第2段階では従来と変わりませんが、新第3段階ではおよそ1万5,000円の増加、新第4段階から新第6段階ではおよそ3万円増加することとなります。

次に、低所得者に配慮した保険料設定の見直しと要介護認定の見直しについてでございます。

介護保険料につきましては、現在 5 段階での賦課となっております。しかし、低所得者が対象となる第 2 段階は市民税非課税世帯となっているため、収入が全くない人から約 266 万円ある人までが同じ保険料額となる事例がございます。見直し案では、この第 2 段階のうち 80 万円以下の年金以外に収入がない人については、保険料を第 1 段階と同額に設定をし、6 段階で賦課することになります。これによって低所得者の負担の軽減と不公平感の緩和が図られることとなります。

要介護認定につきましては、現在、要支援と要介護 1 から要介護 5 の 6 区分となっておりますが、これを 7 区分とすることが検討されております。見直し案では、現在の要支援を要支援 1 とし、さらに現在の要介護 1 を新たな区分である要支援 2 と要介護 1 に分け、この要支援 1 と要支援 2 を新予防給付の対象とすることとなっております。

次に、新たなサービス体系についてはどのようなことを考えているかというお尋ねでございます。新たなサービスといたしましては、軽度の認定者に対して、生活機能の維持向上を目的として、筋力向上、栄養改善、口腔ケアなどを組み込んだ介護予防訪問介護や介護予防通所介護などのサービスを総合的に提供することで状態の改善や進行防止を図る新予防給付が創設されるほか、地域密着型・小規模多機能サービスが導入されることとなっておりますが、今後法案の通過後に政省令によって詳細が示されることとなります。

なお、介護保険は 3 年ごとに見直される介護保険事業計画をもとに運営されます。平成 17 年度はこの見直し年度に当たり、実際のサービスの方針については、保健・医療・福祉の専門家のほか、市民団体の代表者、被保険者代表、公募による委員等で構成する策定委員会の意見をもとに検討していくこととなります。

次に、福祉の充実についてであります。

初めに、施政方針の中の保育に関する施策について、具体的にいま一度説明の上、保育所の民営化とサービスの充実について市長の考えをということでございます。

本市における子供の数はこれからも減少傾向が続くと予想されますが、新たな企業進出や就労形態の変化、家族形態の変化に伴う保育所入所児童数は今後も増加傾向で推移すると考えられます。平成 17 年度から私立保育園における一時保育の実施に向けて準備が進んでおりますし、休日保育につきましても、みなとクラブの代表質問にもお答えいたしましたとおり、新たな保育サービスの実施に向けて取り組む必要がございます。反面、幼稚園教育の場では、保育児童数の減少が大きく、公立幼稚園の再構築は緊急の課題であります。そこで、就学前の子育て支援として、保育所、幼稚園を一体にとらえるとともに、それぞれの課題を整理し、子育て支援の基本的な考え方について検討会のあり方も含め、総合的視点から検討してまいります。

次に、保育所の民営化の問題でございます。保育所運営費の国庫負担金は園児数が同規模の保育所でも 3 歳未満児施設と 3 歳以上児施設では格差があり、3 歳以上児施設における運営費の動向は、施設運営を大きく左右いたします。しかしながら、国では三位一体の改革の全体像が示されたものの、民間保育所運営費の一般財源化は平成 17 年度に検討さ

れることになりました。今後、国の方針が明らかになり次第、公立保育所の民営化についても検討を進めてまいります。

次に、本市における精神障害者に対する取り組みについてのお尋ねでございます。

精神障害者福祉の取り組みにつきましては、居宅生活支援として、居宅介護等事業、短期入所事業、地域生活援助事業を実施し、精神障害のある方が在宅、地域で日常生活ができるための支援を行っております。また、本市におきましては、心の病気で治療されている方の交流の場として「ぼちぼちクラブ」、家族の皆さんの交流、学習の場として「さくら会」という集いを市の保健師を中心に定期的に開催しております。保健相談センターでは、精神科医、臨床心理士による心の健康相談、カウンセリングを実施して、精神的健康の保持のための取り組みを行い、また病気に対する理解を深めるための講演会を実施するなどの啓発にも努めております。平成17年度は障害者福祉計画策定のためのニーズ調査事業を行うこととしておりますので、精神障害者の福祉ニーズを十分把握し、今後も施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、済生会境港総合病院に精神科の設置をというお尋ねでございます。植田議員も御承知のように、済生会境港総合病院につきましては、地域の中核病院として二次医療を中心に、急性期医療から慢性期医療まで継続した医療の提供を目指し、現敷地を拡張して全面建てかえで新しい病院の整備が進められているところであります。済生会境港総合病院の新病院建設に伴い、精神科の新設を要望をしまいたいと思っております。

次に、発達障害者支援体制の整備についてであります。発達障害者支援体制整備事業につきましては、厚生労働省における平成17年度の新規事業で、鳥取県への助成が中心となるように聞いておりますが、詳細についてはまだ情報がございません。現在、本市では、1歳6カ月健康診査や3歳児健康診査で得られた情報や保育所や幼稚園現場からの情報等を、保健・福祉・医療の関係機関が連携して集約した上で助言や指導を行い、さらに就学期に必要な情報につきましては、保護者の皆様から御理解をいただく中で、「境港市児童発達相談センター陽なた」を通じ、小学校での特別支援教育との連携を図っております。陽なたの取り組みにつきましては、一貫した支援を基本に発達障害児支援を行う県内でも先進的なものであり、今後とも福祉、教育等の関係機関との連携と必要な人員配置を図りながら、発達障害者支援体制の充実に努めてまいります。

次に、観光の振興についてでございます。

本市の観光の目玉は水木しげるロード、日本一のカニと鬼太郎の売り出しの成果はどうかと、観光政策の方向性をいかように考えておるかということでございます。

本市の観光振興の柱は魚とカニ、そして鬼太郎であります。水木しげるロードができる前は、魚の買い物を中心とした通過型観光でありましたが、水木しげるロードと水木しげる記念館が加わり、入り込み客が大幅に増加するとともに、市内滞留時間も長くなってきております。今後ともナンバーワンのカニとオンリーワンの鬼太郎を全国にアピールし、観光振興を図ってまいりたいと存じます。

宿泊施設が不可欠と考えられるが、どのようなホテルを望んでいるのか。また、市民の財産を使用するため、市民の納得のいくホテル誘致をと。さらには、市有地をイベント使用の空き地としておくのか、残しておくのか、土地利用についての考え方についてお尋ねでございます。

ホテル誘致につきましては、昨日、米村議員の御質問にお答えいたしました。本市の人口規模や採算ベース等を考慮すれば、客室が120室程度のビジネスホテルが想定されます。誘致場所であるJR境港駅前の市有地では、例年みなと祭や妖怪ジャズフェスティバルなどのイベントが開催されてきておりまして、これらイベントの開催場所をどうするのかと議論もございしますが、経済効果や土地活用による収益を考えたとき、やはりホテルを誘致し、市有地の有効利用を図るべきであると考えております。

学校教育の充実について、のびのび浜っこ育成事業と開かれた学校づくりと危機管理の御質問につきましては、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 教育長の答弁を求めます。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 植田議員から教育問題について2点質問をいただいておりますので、答えさせていただきます。

まず、第1点目は、のびのび浜っこ育成事業の具体的な取り組みをお尋ねでございます。今、学校現場は学力問題や心の問題を初めとし、不登校や学習障害、注意欠陥多動性障害等と、特別に支援の必要な子供たちへの対応など多くの教育課題を抱えております。本事業は、このような課題を解決するための一助として各小・中学校に1名ずつ、計10名の指導補助員を配置し、子供たちの支援を行うものであります。この事業実施により、1つ、個に応じた細やかな支援や配慮がなされることにより、子供たち一人一人が安定し、それが学級全体の落ちつきにもつながるということ、2つ目には、担任に心のゆとりや時間的余裕が生まれ、それが学級経営や授業づくり等の充実につながるということ、3点目に、子供をより多面的に見ることができ、子供たちのよさを今まで以上に認めることができるなどの教育的効果が期待されるところでございます。子供たちが事業名のように、心豊かでたくましく伸び伸びと成長できるよう、さらに有効な活用方法も検討していく所存でございます。

2点目に、開かれた学校づくりと学校の危機管理をどう連動するのかというお尋ねでございます。今回の一連の事件は学校現場にも大きな動揺と苦悩を与えました。安全な環境で学習させることは学校の責務ですが、一方で、安全管理の徹底が開かれた学校づくりの後退につながるのではないかと懸念されております。学校の危機管理と開かれた学校づくりは双方とも必要不可欠なことでもあります。

安全対策につきましては、岡空議員の御質問にもお答えしたとおりですが、これと開かれた学校づくりとの連動については次のように考えております。まず、第1点は、学校を

開くことにより、学校に向ける地域の目をふやし、それを不審者侵入等に対する抑止効果に結びつけるということ、2つ目に、学校を開くことは、学校施設を開くことだけではなく、情報を開くことでも対応できるということでございます。

いずれにいたしましても、今後は学校現場だけではなく、地域が一丸となって子供たちの安全で健やかな成長を見守っていただける体制づくりを検討していく必要があると考えております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたら、どうぞ。

植田議員。

14番（植田武人君） 初めに、給料の問題から入らせていただきます。

市長は、適正化にやっていくということですけど、職員数よりも歳出に占める人件費の割合が、いわゆる構成比ですね、がどのくらいだと適当だと思っておられるのか。私は、この人件費の構成比は、やはり金額とか、そういうもんじゃなくて、何%をやってるか、その辺が大事じゃないかと思うんですけど、市長は構成比は何%が妥当だとお考えなのかお伺いします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 職員の人件費が予算の中に占める割合が何%ぐらいが適正かというお尋ねでございますが、職員の人件費については、これは総予算に占める割合というように見方でなくて、国家公務員の給与の動向、あるいは、この市内の民間事業所の給与の動向、そういったものを総合的に勘案をして決定されると、こういう仕組みになっているところでございます。今、人件費比率が、ちょっと今私、数字持っておりませんが、20%ちょっとでないかと……（「今18.8」と呼ぶ者あり）18.8のようですが、これが何%が適当かということではなくて、やはり市内の民間事業所と他の地方公共団体、そういったものを総合的に勘案をして決めていく、これが適正でないかと、このように考えております。少ない人件費で事業効果を上げるということは言うまでもございません。

議長（下西淳史君） 追及をどうぞ。

植田議員。

14番（植田武人君） それでは、単に給与をどうするかってものも大事なんですけど、やはり全体的な見直し、いわゆる給与体制の見直しとか、あるいは職階制に基づいた給与制度にするとか、やはり市長言われるように、境港市はもう単独、境港市みんなで残るんだというような感じだと、いろいろ給与体制なんかも変えていかないと。私はただ単に給与を下げるとか、そういうんじゃなくて、先ほど言いましたように、職階制に基づくとか、あるいは、能力主義でやっていくとか、そういう改正もあわせてやらないと、職員もやりがいがないんじゃないかと。一生懸命やったって、遊んどる人はおらんと思うんですけど、そうでない人も一緒に給料じゃやる気もない。しかも、55歳ではもう昇給停止と、そういうふうな中で、やはり職員がこれだけ差し迫った市民生活がいわゆる多様化

している中で本当に真剣になってやっていけるのかどうか。私は疑問に思うところがございますけど、そういう職員の給与に関する、仕事にも関する、いわゆる公務員っていうですか、市の職員に対する改革をじゃあどのようにやっていかれるおつもりかちょっとお伺いしたいんです。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 御指摘の点はごもっともだと私も思います。職員の給与体系につきましては、今、公務員の給与のあり方、これについて国の方で今、検討が進められておるところでございます。お話のありましたように、能力給とか、そういうことも見直しの中に含まれておりますので、その点については、国と同じような形で改正をしていかなければならないというぐあいに今考えております。私も、おっしゃるように、ただ単に職員の給料を下げればいいという立場に立っているものではございません。御指摘のような形のものも含めて、これからきちっとした給与体系のものにしていかなければならない、このように考えているところでございます。

議長（下西淳史君） 追及がありましたら、どうぞ。

植田議員。

14番（植田武人君） いろいろ困難な道を歩まないといけないわけですけど、あえてその道を、指導者として、いわゆるリーダーとして選ばれた市長なんですから、そこの辺はしっかりとやっていただきたいな。

それと、市民がつくるまちというふうな感じで、先ほど何点かお聞きした中でそういう回答がありました。それならば、市民がやはり、国、県とか、ああいう方法はそれはそれで結構なんですけど、市としてどうするかというものの組み立てですか、そういうものはあってしかるべきじゃないかと思うんですが。例えば、先ほどの介護保険の感じとか保育とか、いわゆる障害者の関係とか、いろいろそういうものを含めて、やはり市ではこうなんだと。国がしてくればそれに乗っかればいいわけですから。だから、市としての体制づくりがどうなのかということも大事じゃないかと。

例えば境港福祉計画が、これ皆さんもらったと思うんですが、だけど、これは平成15年で終わってるんですわ。それで、次、来年度からということになると、できるのがいつか、来年度できるかもわからんですけど、あきがあるわけですからね。連続してないわけですから。そのおくれた理由は何かちょっとお聞きします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 今の御質問につきましては、市民生活部長の方からお答えをいたします。

議長（下西淳史君） 早川市民生活部長。

市民生活部長（早川健一君） 市長にかわってお答えします。

福祉計画につきましては、今国会で障害者の3法案が提案されることになっております。したがって、平成18年度に作成いたしたい、17年度は調査の期間ということにしております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及、どうぞ。

植田議員。

14番（植田武人君） まあ、いいでしょう。

学校の危機管理に関して、今、いろいろ教育長からの御答弁がありましたけど、ただ単に、これはあったからどうということじゃなくて、やはり教育基本法第10条には、教育行政は教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならないと。その整備確立がおくれてるんじゃないか。このように思いますけど、いかがでしょうか。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 大体学校というのは、そもそもが地域にやはり開かれているということが大原則だというふうに私は考えております。ただ、今、植田議員がおっしゃいましたように、教育基本法で定めてあることももちろん大事なことでございます。ただ、今の状況では、刑務所のように高い塀をして、門扉をして、警備員を配置するというようなことは実際問題不可能だというふうに私は考えております。

ですから、そういう中で学校の安全を確保するためには、地域の皆さんのお力をいただきまして、地域の人々の目を学校にたくさんいただいて、そういう不審者に対抗していただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

植田議員。

14番（植田武人君） 何も私は塀を高くしてね、そういうことを言ってるわけじゃないんですわ。境港全体に塀を張らにゃいけんようになるわけですわ。それよりも、やはり教育行政責任者が学校の危機管理や学校の安全確保、あるいは整備に対して十分な予算措置をやはり要求すべきじゃないかと思うんですわ。人でもあり物でもあり金でもありということですけど、で、厳しく点検をして、そして学校から安心がなくなったら、もう子供は勉強しておられないと。子供をいかに、先ほど浜っこ事業で言っとられましたけど、子供が安心して勉強ができる、学校が安心される学校でなくちゃいけないと思うんですわ。そういう点で、やはりいわゆる教育行政にかかわる人がそれなりの安全対策が必要でないか。何も塀を高くするとか、それから警備員を置くとか、いろいろよそではやっておられるんですけど、境港としては、地域の方地域の方って、じゃあ地域の方が順番にパトロールをするのかどうなのかお聞きします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 先日申し上げましたように、PTAやら保護者やら地域の方々に安全パトロールしていただくように、各校に30枚の安全パトロール用のジャンパーを購入をして、今、配布をしたところでございます。そのような形で、地域の学校は地域の皆さんと一緒に守っていくという形でしか、私は今、学校を守れんのではないかなというふうに思うんですが、具体的に予算をつけて、何か購入して安全対策が講じれば、完璧な安全対策を講じることができれば、それにこしたことはないわけですが、来年度予算である学校では、モデル事業ですけれども、監視カメラを入れるわけですけれども、でもこの監視カメラを入れても、だれかが見ていないといけませんし、完璧な学校の安全を守るという体制づくりというのは難しいわけございまして、ですから、地域の方々をお願いするしかない。もちろん学校の教員も一緒になってということであるわけですが、その辺が非常に難しいところでございます。また、いいお知恵がございましたら、ぜひ提案していただければありがたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及がありましたら、どうぞ。

植田議員。

14番（植田武人君） 介護保険のことなんですけど、年収80万以下では、他に収入がない低所得者の方々に、じゃあどのくらいないわゆる保険料を算定しておられるのか。わかればお伺いしたい。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

早川市民生活部長。

市民生活部長（早川健一君） 今のところの見直し案で申し上げますと、年収が80万円以下の方につきましては、第1段階と同じで費用がかからないというふうに思っております。ですが、この保険料問題等については、これから詳細なところがまだまだ論議をされるということになっております。最終の決定ではございません。

議長（下西淳史君） 追及ありましたら、どうぞ。

14番（植田武人君） いいです。

議長（下西淳史君） いいですか。

次に、南條可代子議員。

13番（南條可代子君） 3月定例市議会に当たり市長に質問をしてみたいです。

初めに予算編成についてお伺いをいたします。

今日、地方行政は、国から地方へ、官から民へと雪崩のような改革の波が本格的となり、地方分権への勢いはいや増しております。これまで3割自治とも言われ、ある面国につき合い、これからは地方は地方でどうたい文句のように地方の自立を叫ばれても、今までしみ込んだ体質を是正することは難しく、気構える時間的期間があったようではありますが、期待できるように簡単にはいかなかったようであります。昨年8月、新潟会議におきましての地方六団体とのまとめに基づき改革が行われましたことは、是非は別として、明治維新の様相にも似た新しい時代への幕あけとも言えるのではないかと考えるものでござい

す。まさしく地方の自立、大競争時代に入った感がいたします。

さて、国は平成17年度における三位一体改革のうち、国庫補助負担金の改革を1兆7,681億円とし、そのうち一般財源化され、税源移譲となる改革額6,989億円につきましては地方団体が主体となり実施する必要なものとして確保されることとなっております。それが国の所得譲与税による税源移譲額6,910億円となっており、本市の税源移譲額は6,800万円の算定となっておりますが、どのような予算配分となったのかお伺いをいたします。また、国庫補助負担金のスリム化3,011億円、交付金化3,430億円についての本市の影響についてもおのおのお伺いをいたします。

2つに、協働のまちづくりについて、市民参画の市政を推進する当たり、総額1,343万円余が計上されております。早々の手段の展開が目立ち、一般市民への説得力に欠けると感じるのは私だけでしょうか。古代インドの言葉に「舎衛の3億」という言葉があります。仏法に縁することの難しさを例えたものですが、協働のまちづくりを展開するに、参画する人、しない人と不公平を醸し出したり、将来の住民に重荷にならないよう願うものです。行政がどこまでかかわるのか、住民の不参加をどう組み込んでいられるのか、公と市民の望ましい役割分担のあり方をつくっていく必要があると考えます。市長は協働のまちづくりをどのように描いているのでしょうか。例えば、財政面の成果をどのように試算されているのでしょうかお伺いをいたします。

国はこれからも歳出削減は避けて通れないため、地方財政の健全化に向け、あめとむちを使い分け、改革へのルールを敷いてまいります。本市の威信をかけ、柔軟にしてバランス感覚を持ち、高邁なリーダーシップで市民の幸せのため奮闘されますことを期待するものです。

次に、広域行政についてお伺いをいたします。

鳥取県西部広域行政管理組合は、地方自治法284条第1項の規定に基づく一部事務組合として県西部の当時2市11町1村で構成され、昭和47年6月設立されました。昭和48年不燃物処理施設中海処理場の業務を初めとし、うなばら荘の営業、広域消防の業務開始等々、近年では平成7年策定されましたふるさと市町村圏計画により、交流創造拠点圏域を目指し、平成9年、本市で開催されましたジャパンエキスポ「山陰・夢みなと博覧会」、平成10年、米子コンベンションセンタービックシップ建設、次の年、県立フラワーパークとっとり花回廊のオープン、平成13年、米子ーソウル間国際定期航路航空便の開設など着実にハード面を重視した地域づくりが進められてまいりましたことは、皆様周知のとおりであります。

現在、共同処理する事務として、1、ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業実施の連絡調整、並びに広域的活動計画に基づく事業実施に関すること、2、不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること、3、広域福祉センターの設置及び管理運営、4、消防事務に関すること、5、病院群輪番制病院に関すること、6、視聴覚ライブラリーの設置、管理運営、7、広域観光の開発及び振興に関すること、8、介護保険法に基づ

く要介護認定及び要支援認定に係る事務のうちの審査及び判定に関すること、9、ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する等、事業拡大がなされました。

そこでお伺いをいたします。1つ、市長は、副管理者として、これからの行政改革、地方分権時代の広域行政のあり方をどのようにお考えなのかお伺いをいたします。2つ、国の三位一体の改革等、縮小化していく一般財源と、今後も膨れ上がるであろう負担金で、市財政を圧迫し、困難を及ぼしかねないと危惧するものですが、今後の本市財政への影響とあわせ、調整をどのようにお考えなのかお伺いをいたします。3つ、広域各自治体の厳しい財政を少しでも効率的に活用するために、各自治体が保有している既存資源の活用を図ることを御提案いたします。例えば、現在、公立図書館の市外からの利用も可能ですが、社会状況から専門書などの整備も求められると思います。これらについて効率的な図書配備を図ってはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、子育て支援についてお伺いをいたします。

我が国の急速な少子化の進行は、社会経済全体に深刻な影響があることから、一歩踏み込んだ地方公共団体及び企業における10年間の集中的、計画的な取り組みの促進のため、次世代育成支援対策推進法が制定されるとともに、子育て支援策の強化を図るため、児童福祉法の一部が改正されましたことは周知のとおりであります。そして、本市次世代育成支援行動計画策定に当たりましては、関係者の皆様には大変な御努力をいただき、感謝申し上げます。

さて、市報2月号によりますと、計画素案ができ上がり、意見募集のため資料を保健センターで配布するとのことであり、もちろんホームページでも掲載していますが、現下の協働、市民参画との今、公聴会、懇談会、また説明会とかを通して、行政からできるだけ多くの市民の皆様の要望、意見を吸い上げる、また、地域住民のもとに情報発信をしていく対応がとれなかったのか残念に思うものであります。このことに至った経緯をお伺いいたします。

昨年末、文部科学省と厚生労働省の合同検討会議が就学前の教育、保育を一体としてとらえた一貫した総合施設についてをまとめ、幼稚園と保育所の機能を包括する新たな選択肢となる総合施設のあり方について方針が示され、2006年度の本格実施を目指し、平成17年度の予算案には30カ所でのモデル事業が盛り込まれております。

この背景には、親の働き方や子育てニーズが多様化し、既存枠では対応し切れなくなっている現状があります。合同検討会議がまとめた方針によりますと、保護者の就労の有無や形態にかかわらず、すべての子供の育ちを支える共通の教育、保育時間を打ち出し、また、多様な利用方法を想定し、また地域の子育て支援を本格化させるための親子の交流拠点としての役割も盛り込んでいるようであります。

高齢者対策についても地域で多機能型施設、少子化対策についても先ほどのように地域で地域の実情に合った創意でニーズを取り込み、施策化する能力が求められるようになりました。関係職員の皆様には、期待にこたえられるよう資質を磨いてほしいものでありま

す。よろしくお願いを申し上げます。もちろん子供にとっての幸せということを視点に置かなければなりません。本市検討委員会を立ち上げるとのことですが、教育委員会所属とか福祉所属とかでなく、組織機構を改革し、子ども支援課の中で一体化し、推進していくべきと考えます。市長の御所見をお伺いをいたします。

次に、母子家庭の自立支援対策についてお伺いをいたします。

今、日本の成熟社会においては、ヨーロッパで言われているソーシャル・インクルージョン、すなわち社会的包容力という考え方が日本でも福祉の根底部に重点が置かれるようになりました。給付によって結果を平等にするより、自分で収入が得ることができるように、教育や職業訓練、そして雇用機会をつくり、社会に受け入れられるようにすることが本当の福祉であるというものです。

私は、昨年6月議会において、母子家庭の母の就業支援策について質問をいたしました。それは、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が2008年3月末までの時限立法として成立、施行されたことに伴い、母子家庭の母の就業が求められること、また、本市の母子家庭の増加現状から今以上に自立支援策を講じていく必要性があることに対して、関係機関との連携を深めながら対応してまいるとの御答弁をいただき、要望にとどめさせていただいておりますが、まず、それ以後のお取り組み状況についてお伺いをいたします。

国は、子育て、生活、就業支援の推進のため、補助基準の緩和を行い、主体的事業運営が可能となるよう統合補助金とした母子家庭等対策総合支援事業の創設をいたしました。就業支援策として、職業能力開発のため講座受講料の一部を補助する自立支援教育訓練給付金事業、2年以上養成機関で受講する場合の生活負担の軽減を図り、資格取得を容易にするための生活費の一部として補助する母子家庭高等技能訓練促進費事業、母子家庭の母を新規に非常勤労働者として雇用した後に常用労働者に転換した場合に、事業主に対して給付をする常用雇用転換奨励金事業など、取り組む必要があるのではないのでしょうか。母子家庭等対策は地域により大きな格差があり、本市においても積極的に事業を使う必要があります。市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、公共工事についてお伺いいたします。

日本経済は最悪期を脱し、景気回復にようやく明かりが見えてきたと言われても、中小企業、特に土木建設業関係においては今なお厳しい状況であります。先般、平成17年度から2年間の格付変更案が示されましたことは周知のとおりであります。格付業者の範囲を、市内に本店または支店を有するものから市内に本店を有するもの、及び米子市内に本社があり平成16年4月1日以前より引き続き境港市内に支店等を有するものへと変更するというものを主とするものであります。近年、公共工事の減少に伴い、地元業者は大変厳しい現況にあることは皆認めるところであり、今は仕事量の確保が最優先の課題であります。一概に競争性の確保としても、市内経済への活性化が図られることも求められるのではないのでしょうか。どのような分析をされ、判断されたのでしょうか。市長にお伺いをいたします。よく顔の見える適正規模という本市だからこそ、私は一層市民から透明性、

信頼できる公共工事のあり方が求められると思います。

3点お伺いをいたします。1つ、入札会場の公開の是非についてお伺いをいたします。入札会傍聴という言葉で表現をさせていただきますが、要綱を定め、希望者に対しては傍聴できるよう図られるべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。2つ、公共工事が公正に施行されているのか、その品質保証は適切かという観点から、外部検査システムの導入についてはどのようなお考えでしょうか、お伺いをいたします。3つ、新しい公共工事のあり方として規制緩和が進む昨今、業者の参加機会を提供するために、市が基準を決めて、地域限定の公募型やPFI方式について研究されてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

以後、自席から質問をさせていただきます。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 南條議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、予算編成についてであります。

所得譲与税による税源移譲額6,910億円、本市への移譲額は6,800万円との算定となっているが、どのような配分となったのか。また、国庫補助負担金のスリム化、交付金化について本市への影響はというお尋ねでございます。

所得譲与税につきましては、まず総額が県に5分の3、市町村に5分の2の配分となりますが、個々の自治体への譲与額は人口をベースに算出されることになっております。

次に、国庫補助負担金についてでございますが、平成17年度における国庫補助負担金改革は税源移譲につながる改革が大半を占めており、対象事業が示されたわけでございますが、スリム化の改革、交付金化の改革につきましては、いまだ具体的な内容が示されておりません。

次に、協働のまちづくりをどのように描いているのか、例えば財政面の成果をどのように試算しているかということでございます。

協働のまちづくりをどのように描いているのかについては、先ほど植田議員にお答えしたとおりでございますが、実現に向けては行政も市民も意識改革を進めていくことが必要であり、一朝一夕にその成果があらわれるものとは思っておりません。さまざまな取り組みを進める中で、その成果を踏まえながらステップアップしていくべきであると考えております。

また、財政面の成果をどのように試算しているかという御質問でございますが、協働のまちづくりを促進するためには、行政と市民活動団体等との役割分担の明確化が必要であると考えます。それはまさしく行政改革、市民分権を進めることでありまして、行政の体質改善の契機となり、結果的に行政の効率化、スリム化を図ることにつながると考えております。ただし、協働のまちづくりにつきましては、行政と市民の皆さんとの関係をきちんと位置づけるとともに、市民活動の促進を図ることを目的とするものであり、市政運営

上での経費節減を目的とするものとは考えておりません。

次に、広域行政のあり方をどのように考えているかということでございます。

今日、日常生活圏域の広域化や地方分権、少子高齢化、環境問題などといった社会経済構造の変化により、市町村単独では解決できない課題や共同して取り組んだ方が効率的で経費の削減につながる事務も多くなってきており、広域行政は重要な役割を担っていると認識をいたしております。南條議員御指摘のとおり、西部広域行政管理組合ではさまざまな共同処理事務に取り組んでまいりました。今後も時代の変化や住民ニーズにより新たに取り組むべきものが生じることも予測されますが、常に既存事業の現状を把握し、見直すべきものは見直す考えが必要であると考えております。

次に、広域の負担金の本市財政への影響と調整をどのように考えているかということでございます。本市におきましては、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直し等による歳出削減など、本当に血の出るような徹底した行財政改革に懸命に取り組んでいるところであります。鳥取県西部広域行政管理組合については、独立した公共団体ではありますが、構成市町村の行財政改革にあわせた運営の見直しを行うことは当然の責務であると思っております。

鳥取県西部広域行政管理組合におかれましても、平成17年度の予算では、特殊勤務手当の削減の実施など負担金の抑制に向けた対策が講じられておきまして、一定の評価はできるものと思っております。しかしながら、行財政改革についての検討課題はまだ多く残っていると考えております。このため、先般開催されました正副管理者会議におきまして、私は広域の行財政改革を協議するための会議を構成市町村の代表者を集めて開くよう提案を行ったところでございます。近く開催する旨の回答を得たところであります。

次に、各自治体が保有している既存資源の活用を図ることを提案されておられます。公立図書館の市外からの利用は可能だが、専門書の整備について効果的な図書配備を図ってはいかがかということであります。

現在、県内では、県立図書館において9つの公立図書館を結んだ図書の横断検索が実施されているほか、米子市立図書館においてもインターネットによる図書検索が可能になっております。当市も平成17年度中にはインターネットによる図書検索貸し出し予約が可能になることとしております。これらにより専門書の在庫の把握が容易に可能であり、利用者へのサービスが充足できるものと考えております。御提言は、高価な専門書を各自治体が重複して整備することなく、整備方針を定め、分担して整備すれば、各自治体の負担も少なく、専門書などの整備が進むのではないかと御趣旨だと考えております。趣旨はよく理解いたしますが、どのような方針で、どのような分担方法で、また利用者への貸し出しサービス方法など、さまざまな問題点もあろうかと思っております。研究してまいりたいと存じます。

次に、子育て支援についてでございます。

次世代育成支援行動計画素案作成に対して、市民の要望、意見の吸い上げや情報発信の

対応はどうだったかということでございます。

境港市次世代育成支援行動計画策定に先駆け、平成15年度に市内の小学校6年生までの子育て家庭1,000世帯を対象に、子育ての実態や支援に関する意見の把握のためのアンケート調査を行い、209件の御意見をいただきました。今年度におきましては、3つの中学校区ごとに保育所、幼稚園、小学校、中学校の保護者の代表者にお集まりいただき、子育て座談会を開催いたしました。この会において行動計画策定の趣旨や概要をお話しし、参加者の皆様方から子育てに関して日ごろ感じていることを初めとするさまざまな御要望、御意見をいただいたところであります。また、市のホームページを活用し、アンケート調査結果や策定委員会の会議録、計画の中間まとめ等、策定の経過についても随時掲載を行い、情報発信に努めるとともに、各公民館の窓口計画の中間まとめや素案を配布して意見を求めてまいりました。ちょうだいいたしました御意見は、計画策定の中で反映するよう努めてまいります。

2つ目に少子化対策についての検討委員会を立ち上げるに当たっては、教育委員会所属とか福祉所属とかではなく、組織機構を改革して子ども支援課の中で一本化したかどうかということでございますが、植田議員の御質問にもお答えいたしました。子育て支援として幼稚園、保育所の担当課がそれぞれ検討していくのではなくて、関係各課で総合的視点に立って問題点を整理し、検討体制も含めたあるべき姿について協議してまいりたいと、このように考えております。

次に、母子家庭への自立支援対策についてであります。

就業支援策として自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、常用雇用転換奨励金給付事業などに取り組む必要があるのではないかとのお尋ねでございます。

各種母子家庭自立支援給付金事業につきましては、その必要性について十分認識をいたしております。境港市次世代育成支援行動計画の中に、ひとり親家庭等の自立支援の推進のために新たにに取り組むべき施策の一つとして掲げております。今後5年間の計画期間の中で、国や県内の動向を注視しながら実施について検討してまいります。なお、母子家庭の就労に関する相談につきましては、母子自立支援員を中心にハローワーク等と連携し、相談窓口で最新の求人情報を提供できる体制を整えておりますし、市内の各企業へは、境港雇用対策推進協議会を通じて雇用促進を引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に、公共工事について何点かお尋ねでございます。

格付変更案について、どのように分析し、判断したのかというお尋ねであります。

工事量が落ち込む中、市内業者への発注量を確保する必要があるとの理由から、これまで市内に本店を有さない業者については格付を行わないという方向で格付の見直しが行われてきた経過がございます。しかし、工事量に見合った業者数とするため、他の業者を排除するといった行為は行政として公正・公平性を欠くものであり、また、競争性の観点からも時代に逆行するものと判断をいたし、再度見直しを行ったところでございます。なお、市内に本店を有する業者への受注量確保につきましては、指名回数を調整するなどの優遇

措置をこれまでも講じているところをごさいますて、実質的に市内に本店を有する事業者の工事量確保という観点につきましては、これまで本店を有さない事業者を排除するという形でなく、幾らでもそういう当初の考え方を担保する方法があるわけでありますから、そういうことも考えまして、このたびの変更をしたということをごさいます。いずれにいたしましても、長引く不況によりまして、建設業界を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあると十分認識いたしておるところであります。御理解を賜りたいと思います。

2点目に、希望者に対しては入札会場を傍聴できるよう図られるべきであるということをごさいます。鳥取県並びに鳥取市においては、入札傍聴規則等を定め、希望者の傍聴を実施しておられると聞いております。入札会場の傍聴につきましては、情報公開の観点から、また、入札の透明性を高める上でも必要であると考えており、今後実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、外部検査システムの導入について、どのように考えているかということをごさいます。御提言のありました外部検査システムにつきましては、工事検査が現在の技術職員で対応可能であるという理由から、県内では技術職員数の少ない一部の自治体を除き導入はされておられません。本市における工事の完成検査等につきましても、境港市請負工事検査規定で定めた専門検査員、指定検査員及び出来形検査員により適正な検査に努めているところでありまして、現在のところ、外部検査システムを導入する考えはございません。

次に、地域限定の公募型やPFI方式について研究したらどうかという御提言をごさいます。現在、本市におきましては、特定建設工事共同企業体を対象とする公募型指名競争入札を実施するとともに、一般土木工事を対象とする簡易公募型指名競争入札も平成15年度から試行的に実施いたしているところであります。なお、公募型は市内に本店または支店のある格付業者、簡易公募型は市内に本店のある格付業者を参加資格の要件といたしております。また、民間の資金や能力を活用するPFI方式につきましては、新しい社会資本整備の手法として注目されているところであり、今後、全国的な動向を見ながら研究を進めてまいりたいと考えております。以上をごさいます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） 予算編成の方からお願いいたします。

本年の当初予算においても、マンボウ剝製から観光事業、それから協働のまちづくりへの予算組みが目立っております。ここ近年、住みやすさという観点からいえば、例えば市道のいわゆる補修だとか、それからまた、住宅化が進んで、水路がいわゆる生活排水路になったとか、それからまた、住民が張りつくことによって、やはり地域が変化をしていくという状況にもままなっているところもごさいます。こういう面のいわゆる市民から見た住みやすさという観点からの対応をどうされていかれると思っておられるのか。こういう面は日常的なことでごさいますので、二、三年待てというふうにはなかなかないだろう。具体的に市としてどう方向を定めていくのかということをまずお伺いさせていただきます。

たいと思います。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） お答えをいたします。

道路整備とか側溝とか、いろいろなものを整備して、住みやすさという点も追求すべきではないかというお尋ねでございます。私、このたびの平成17年度予算では形にあらわすことがちょっとできなかったんですが、今指示しておりますのは、例えば道路、側溝、こういったものが全市的にかなり老朽化をしてきております。これを中期的な計画のもとに年次的に整備する必要があるということで、今、その全市的な調査を、老朽化しているところの箇所の調査を指示をしておるところであります。これはまとも次第、何らかの形でそういった整備をしていきたいと考えておりますし、同じように、公共施設も老朽化に伴ってかなり悪いところが出てきております。そういうところにつきましても、実態調査をきちとした上で、これも中期的な計画を立てて、そういったものを、大変限られた財源の中ではありますが、対応していかなければならない、これも指示をしておるところでございます。御質問の趣旨に沿った形で住みやすさという点も追求していかなければいけないと、このように思っているところでございます。

議長（下西淳史君） 追及、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） 調査をされるということですが、いつごろをめどとされるのか。それから、それを、調査をどうされていくのか。研究会をやるのか。それから、そういう一つの庁内的なそういう対応をやられるのか。そこら辺までお聞きさせてください。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） これは庁内で検討チームをつくるかということではなくて、それぞれの担当課で現地をしっかりと把握をして、実態をしっかりと把握するということは、つまり、中期計画の中で優先順位、緊急度をきちっと順位づけるということでもありますので、これは今年じゅうに、早い時期に調査はしていかなければいけないというぐあいには思っております。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） それでは、今年度中にと、調査をやっていただくということですので、それ以後の対策についてもよろしくお願いを申します。

次に、広域行政に移らせていただきます。私は、この広域行政にとって一番大事なものは、いわゆる正副管理者会での議論というのが今後はとても大事になってくると思うんですが、先ほど市長もおっしゃいましたように、行革に対してのいわゆる別の組織というんですか、それを立ち上げた。ですけれども、この正副の管理者会議でどのような議論をされてお

られるのか、それから、今後いわゆる議題としていかなければいけないことは何なのか、副管理者としてお答えをお願いいたします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 広域行政管理組合の件でございますが、行財政改革につきましては、今申し上げましたとおり、各市町村のそれぞれの多分担当課長になると思いますが、それらによって構成する会議で、なかなか西部広域行政の中身の事務事業というのが詳細につかみづらいところがありまして、まずそういったものをきちっと整理するために、そういう会をつくって、どういう行財政改革が可能か、その中でこれから取り組んでいくという方向が見えてまいりました。これもせんだっての正副管理者会でそういう方向にするべきだという御意見を申し上げて、その方向になってきたわけであります。

もう一つには、西部広域行政管理組合、やっぱり一番機能すべきは、おっしゃるように正副管理者会議だと思います。それともう一つは、それぞれの担当者会議、これは課長レベルの会になっておりますが、これがもっと活発化するということ。これをしっかりやっていかなければいけないというぐあいには思っております。

私も、もちろん初めて正副管理者会に出たわけでありまして、やはり、この場でかんかんがくがく議論をする場にならなくてはいけないという思いを強くしたところがございます。先般も合併するところと合併しないところのこれからの負担のあり方につきましても意見を申し上げさせていただいて、改善をしていただいたというようなこともございました。今後も本当に議論の場にしていくように積極的に発言をしていきたいと私も思っております。

議長（下西淳史君） 追及、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） 先ほどのお答えの中で負担のあり方とおっしゃいましたけれども、今後、将来的に市負担をどのように見ておられるのか、そこをお願いいたします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） お答えをいたします。

これからの負担、今まで事業を行ってきた、あるいは建設をしたものについての負担は変わりはないわけですが、一番大きいものは、やはり新しいごみの焼却施設、これの負担が大変大きなものになってまいりますし、私どもの方のごみの処理体制もおのずと変わってくる大変大きな問題でございます。これについては、まだはっきりとした金額を出しておりませんが、かなりの負担をしていかなければならないということになります。そういう面があるわけでありまして、西部広域行政も私どもの構成する市町村の負担金で運営をしているわけでありまして、構成する市町村が本当に血のにじむような行革をして、その上で負担金を出すわけでありまして、その負担金なるべく少なくなるように、広

域自体の行革も徹底して行ってもらいたいと、このように考えております。

いずれにしましても、これからの広域の負担金というのは、新たな共同処理事務なんかもふえてまいりますでしょうし、負担金そのものとしてはふえていくような形になるのかなというぐあいに思ってます。

議長（下西淳史君） 追及、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） 市長の双肩にかかっていると思います。しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

私は、この西部広域の組合の最大のポイントは情報公開ではなかろうかなというふうに思っております。それへの対応を市としてどうとらえておられるのか、お聞きいたします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） おっしゃるように、情報公開、大変大切なことであります。今、行財政改革の検討会をつくると申し上げましたが、この中に今御指摘のありました情報公開を今後どうしていくのか、こういうことも検討項目の中に入れて、検討していきたいと、こういうぐあいに思います。

議長（下西淳史君） 追及、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） それから、ごみ焼却施設ですけれども、これは大規模工事になると思います。ですので、やはり契約のあり方、どのような契約のあり方をしていくのか。委託ではなくて、しっかり競争入札を取り入れるとか、そういうような対応もけんけんがくがくとやっていただきたいと思います。

次に、子育て支援に移らせていただきたいと思います。私は、この子育て次世代の計画なんですけれども、基本的には出産とか育児とかはおのこの価値観に私はかかわる問題であると思っております。しかし、産みたい人が安心して産み育てられる環境整備をするということは、私は行政の責任ではないかと思っております。そういう意味で、やはりこの計画が皆様に喜んでいただけるような、しっかりニーズを取り込んだ、やはり計画にしていきたいと思います。

欲を言うならば、やはりいわゆるそういう活字を並べるだけじゃなくて、やはり具体的な目標、それから数値目標、何年にはどこまでやるとか、きちっとした具体的ないわゆる目標を掲げていただきたいと思いますが、その点をお尋ねいたします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 御提言のありましたものは、計画の策定に反映をさせていただきたいと、このように思います。

議長（下西淳史君） 追及、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） 次に、母子家庭の自立支援についてお伺いをいたします。

いわゆるこの特別措置法が成立した背景には、やはり厳しい経済状況の中で、やはり仕事の面でも大変、また職場に行っても不利な状況の中でやはり頑張っておられるという、その対応事業だと私は考えております。その中で、市としても、いわゆる生活保護費が、やはり16年度と比べて17年度は予算案にも出ておりますように増加をしております。そういう状況の中でいわゆるこの対策をどう、やはり縮小化していく財源の中でこういう扶助費だとかは増加をしていってる。この対策は市として持ち合わせておられるのかどうか、お聞きいたします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

早川市民生活部長。

市民生活部長（早川健一君） 生活保護を受給していらっしゃる方については、やはり保護というのは補足性の原則というのが一番でございます。当然就労の可能な方については、就労していただくように指導しております。ただ、現在の経済雇用の中では、職のミスマッチというのもございます。なかなかそういったミスマッチがございまして、就労になかなかつけないという環境も一方にはございます。母子の方につきましても、生活保護を受けていらっしゃる方についてはケースワーカーが、保護を受けていない方につきましても母子指導員がそれぞれ就労の御相談に上がっております。ちなみに、母子相談員の方は16年度は7件の就労のあっせんを行っているところでございます。

議長（下西淳史君） 追及、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） 私は通り一遍のお答えを聞いたわけじゃないんです。こういう中で、いわゆる生活保護を受けておられる母子家庭の方が1割を占めてるんだと。そのやはり減少に向けて、市として具体的にそれじゃあどうするのですかというところをお聞きしてるんです。それじゃあこの事業が一日も早く事業に乗せて、しっかり母子家庭のお母さんが元気に安心して働ける、そういう一つの事業を市としても取り組むべきじゃないかというふうに思ってるわけなんです。その中で児童扶養手当の受給者もふえてると。先ほど申し上げましたように、いわゆる生活保護の母子家庭の方も約1割を占めてる状況だ。そのやはり減少させていくということは、私はとても大事なことではなからうかというふうに思ってるわけ。そのいわゆる国としても、こういう時限立法で立てたわけですから、2008年度までですよというふうにして言ってるわけですから、その事業を早々に立ち上げるべきではなからうかなというふうに思ってるんです。再度お答えをお伺いいたします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 私の答弁でも申し上げましたように、南條議員から御提言のありま

した母子家庭への支援策につきましても、子育て支援の計画の中に盛り込まれておりますので、そういったものを実施をしながら対応していくということで御理解いただきたいと思っております。

議長（下西淳史君） 追及、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） それじゃあ、次に、最後に公共工事のことでお伺いいたします。傍聴なんですけれども、いつから実施する予定でおられるのかを聞かせていただきたいと思っております。

議長（下西淳史君） 答弁をお願いいたします。

松本建設部長。

建設部長（松本健治君） 市長にかわりましてお答えを申し上げます。

入札の傍聴の件でございますが、新年度、17年度から実施をしてみたいというふうに考えております。

議長（下西淳史君） 追及、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） もう結構です。

議長（下西淳史君） いいですか。

本日の各個質問は以上といたします。

延 会 （15時10分）

議長（下西淳史君） 次の本会議は、14日午前10時に開き、引き続き各個質問を行います。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員